

定期監査の結果に関する報告について（平成27年度第3回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、阿部治夫前監査委員が実施しました。

平成28年6月29日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	戸	田	由紀子

平成 27 年 度

監 査 報 告 書

(第 3 回)

定 期 監 査

水道事業センター

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

水道事業センター

3 監査の実施期間

平成28年1月15日から平成28年1月29日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも資金運用等事業の安定運営を図られたい。

個別的検討事項

1 行政財産の目的外使用許可について

減免処理のあり方について整理が必要と思われるものが見受けられたので、適正化が図られるよう検討されたい。